宇治市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に基づく監査を執行したので、その結果を次のとおり公表します。

平成 28 年 4 月 11 日

宇治市監査委員

小山 茂樹

森 真二

堀 明人

決定書

第1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

職業 (略)

第2 請求の趣旨

宇治市教育委員会教育長は、宇治市立A小学校に設置されたいじめ対策校内委員会の外部委員として、臨床心理及び社会福祉の専門家各1名に委嘱し、総額326,000円の謝金を支払った。

しかしながら、当該外部委員の委嘱は、いじめ防止対策推進法に基づいて策定された宇治市いじめ防止基本方針に反し、また宇治市教育委員会の意思決定にも反するものであって、委嘱の過程も不透明かつ不公正である。

しかも、当該外部委員に対する謝金は、法令の根拠のない高額なものであって、宇治市長はその支払に当たってその謝金が適正な額であるかどうかを判断すべきであったにもかかわらず、それを怠り、高額な謝金の支出命令を発した。また、宇治市長はその支出命令を発するに当たって成果の確認など、当該外部委員が業務を適正に履行したかどうかの確認を怠り、宇治市会計管理者もそれらの確認を怠って謝金を支払った。

したがって、当該謝金の支払は、違法又は不当な公金の支出に当たる。

よって、宇治市監査委員に対し、宇治市長、宇治市教育委員会教育長、宇治市会計管理者その他の関係職員に 326,000 円を連帯して宇治市へ賠償させるよう求める。

第3 事実を証する書面及び証拠

本件請求には、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為に関する事実を証する書面その他として、情報公開請求により開示された公文書の写しなどの添付があった。

第4 請求の受理

当監査委員は、本件請求が地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する請求要件を満たしているとして、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の期間

平成 28 年 2 月 22 日から同年 4 月 6 日まで

2 監査の対象部局

教育部教育支援課及び会計室

3 請求人の陳述及び証拠の提出

平成 28 年 3 月 28 日に請求人から陳述を聴取した。同日に追加の証拠(CD2 枚を含む。)の提出があった。

4 関係職員の陳述及び証拠の提出

平成 28 年 3 月 11 日に対象部局から弁明書及び証拠の提出があった。同月 24 日に関係職員から陳述を聴取した。同月 28 日に対象部局から追加の証拠の提出があった。

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 認定事実

当監査委員は、下記の事実を認定した。

平成 27 年 2 月 16 日、宇治市立 A 小学校において、平成 26 年 12 月から 平成 27 年 1 月にかけて宇治市いじめ防止基本方針に該当する重大事態が発 生したとして、同校校長から宇治市教育委員会に報告がなされた。

宇治市教育委員会は、宇治市いじめ防止基本方針に基づいて同校に既に 設置されていたいじめ対策校内委員会に当該事案を調査させることとし、 さらに外部委員として臨床心理及び社会福祉の専門家各 1 名をいじめ対策 校内委員会の構成員とするのを相当と判断し、臨床心理士及び社会福祉士 各 1 名に委嘱した。

この外部委員 2 名の選定に関しては、宇治市教育委員会から京都府臨床 心理士会及び京都府社会福祉士会に推薦を依頼し、それらの職能団体から 書面又は口頭により推薦を受けて行われた。

宇治市教育委員会は、外部委員 2 名に対し、非常勤特別職である専門委員に対する報酬日額を参考に、これと同額の日額 16,300 円の謝金を支払うこととした。いじめ対策校内委員会は、外部委員 2 名又は 1 名の出席のもとに、平成 27 年 2 月 20 日から同年 4 月 7 日までの間に計 13 回開催され、同年 2 月 20 日から同年 3 月 31 日までの間の出席に対する謝金 293,400 円が同年 4 月 20 日に支払われ、同年 4 月 1 日から同月 7 日までの間の出席に対する謝金 32,600 円が同年 9 月 18 日に支払われた。この謝金は報償費から支出された。

平成27年4月3日には、宇治市立A小学校長から、外部委員及び宇治市 教育委員会の職員が加わって作成された「いじめ重大事態報告書」が宇治 市教育委員会宛てに提出された。

3 理由

(1) 外部委員の委嘱

まず、本件外部委員の委嘱が違法かつ無効であるか否かについて検討するに、請求人は本件外部委員の選定に当たって透明性、公平性に欠けた選定がなされた旨主張するが、上記認定事実に記載のとおり、本件外部委員の委嘱に当たっては、宇治市教育委員会から京都府臨床心理士会及び京都府社会福祉士会に推薦依頼がなされ、それらの職能団体から書面又は口頭により推薦を受けて選定されたもので、その選定過程に何ら問題は認められない。

また請求人は宇治市いじめ防止基本方針は学校が調査の主体となる場合には外部専門家を含むこととしていない旨主張するが、宇治市いじめ防止基本方針においては、学校が調査の主体となる場合には、宇治市教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う旨定められており、本件においても人的措置として本件外部委員の委嘱がなされたもので、いじめ対策校内委員会に外部専門家を加えたことに何ら問題は認められない。

さらに、請求人は本件外部委員の委嘱が宇治市教育委員会の意思決定 と異なる運用である旨主張するが、平成26年11月19日に開催された宇 治市教育委員会の会議においては、宇治市教育委員会の附属機関である 宇治市いじめ調査委員会には外部専門家を含むとされたのであって、い じめ対策校内委員会に外部専門家を含まないとの意思決定がなされた事 実は認められない。

(2) 外部委員に対する謝金

請求人は本件外部委員に対する謝金が法令の根拠のない高額なものである旨主張するが、上記認定事実によれば、本件外部委員に対する謝金は報償費から支出され、その額については、非常勤特別職である専門委員に対する報酬日額を参考にして算定されている。

本件外部委員の職務内容に鑑み、非常勤特別職である専門委員に相当することを考慮すれば、この謝金の算定には合理性があると認められる。また、この謝金については、外部委員としていじめ対策校内委員会に出席したことの対価であると解するのが相当であり、委員会出席実日数に応じて算定されたことに何ら問題は認められない。

したがって、本件外部委員に対する謝金は、法令の根拠がないとはい

えず、不当に高額であるともいえない。

(3) 謝金の支払に当たっての履行の確認

請求人は本件外部委員の業務に関する履行の確認を怠って謝金が支払われた旨主張するが、本件外部委員に対する謝金の支払に当たっては、宇治市教育委員会において、いじめ対策校内委員会の構成員でもある指導主事の報告から本件外部委員の委員会出席実日数を確認し、その報告書を提出して支出命令の手続を行っている。また、宇治市会計管理者は、その報告書を確認して本件外部委員に対する謝金の支払の手続を行っている。

したがって、本件外部委員に対する謝金の支払に当たって履行の確認 がなされていたことは明らかである。

ちなみに、当監査委員は、宇治市立A小学校長から宇治市教育委員会宛てに提出された「いじめ重大事態報告書」の内容の当否を判断する立場にはない。

(4) 結論

以上に述べたところから、本件外部委員に対する謝金の支払は、違法 又は不当な公金の支出に当たるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないので、地方自治法第 242 条第 4 項の 規定に基づき、主文のとおり決定する。

以上